

6 教教人第 29 号
令和 6 年 9 月 13 日

各都道府県・指定都市教育委員会教職員人事主管課長
各都道府県教育委員会教員免許事務主管課長
各都道府県私立学校主管課長 殿
附属学校を置く各国公立大学法人担当課長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課長

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長

後 藤 教 至

文部科学省初等中等教育局財務課長

安 井 順一郎

スポーツ庁参事官（民間スポーツ担当）

桃 井 謙 祐

外部専門人材の教師への活用拡大について（通知）

技術革新やグローバル化、少子化、人口減少などの社会情勢の変化を踏まえ、これからの時代に社会で活躍するために必要な力を子供たちが身に付けるためには、実社会の課題と学校での学びを結びつけることを目指し、教科横断的な学びや探究的な学びを学校内外の人的・物的資源を活用し、効果的に実現することが必要です。また、子供が抱える教育課題の多様化にも的確に対応していくことが求められています。

そのためには、「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～『新たな教師の学びの姿』の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）」（令和 4 年 12 月 19 日中央教育審議会）や、「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について～全ての子供たちへのよりよい教育の実現を目指した、学びの専門職としての『働きやすさ』と『働きがい』の両立に向けて～（答

申)」(令和6年8月27日中央教育審議会)において提言された、多様な専門性を有する質の高い教職員集団を構築することが重要であり、教師一人一人の専門性を高めることに加え、多様な専門性や背景を持つ人材を学校組織の中に積極的に取り込んでいくことが必要です。

こうした教職員集団の多様化を後押しするため、この度、文部科学省においては、特別免許状を活用した外部専門人材の教師への入職を促進するための新たな方策を決定しました。具体的には、過日開催されたパリオリンピック及びパラリンピックも契機とし、特別免許状も活用しつつ、オリンピック・パラリンピックをはじめとしたアスリートのセカンドキャリアの一つとしての学校教育への参画を促進するため、教職に関心のあるアスリートのリストの作成、特別免許状取得者向けの入職前オンデマンド研修パッケージの作成、オリンピック・パラリンピック・デフリンピックを公立学校の教師として任用する場合の加配定数の措置を行うこととしました。

今回の取組の概要は下記のとおりですので、都道府県・指定都市教育委員会においては域内の市町村教育委員会(指定都市を除く。)及び所管の学校(幼稚園及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園を除く。以下同じ。)に対して、都道府県知事においては所轄の学校に対して、附属学校を置く国公立大学法人においては管下の附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体においては域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、本件について周知いただくようお願いします。

その際、学校における働き方改革の観点から、周知の範囲及び方法については、全ての学校に一律に通知する以外にも、例えば、他案件とまとめて周知する、教育委員会主催の教員研修の場で配布する等、貴職において必要に応じて御判断いただきますよう、お願い申し上げます。

また、文部科学省としては、今回お知らせする取組に加え、今後、中央教育審議会での審議も踏まえながら、外部専門人材の活用に向けた本格的取組について更に検討していきたいと考えております。

記

第1 趣旨

多様な専門性を有する質の高い教職員集団を形成するためには、多様な専門性や背景をもつ人材を積極的に活用することが重要である。

文部科学省において実施した調査研究事業(学校教育における外部人材活用

事業)¹等において、オリンピック・パラリンピック出場者をはじめとするトップレベルのアスリートは、競技能力をはじめとする専門知識・技能に加え、これまでの競技経験で培われた「自身の課題を発見し、長期目標に向かって努力し続ける分析力・継続力・マネジメント力」「自身の知識・技能を元に他者に伝える表現力」「相手の意見に耳を傾け、潜在的な悩みを引き出したり問題解決に導いたりできる傾聴力」などが卓越しており、これらを生かして学校教育活動に参画することにより、児童生徒のみならず他の教師にとっても刺激になるなど肯定的な影響が見られた。

これらは学校教育において育成すべき資質・能力の三つの柱（知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等）の育成に当たっても有用な資質であり、教育の質の向上に資すると考えられる。

このことから、特定の競技においてトップレベルでの知識経験や技能を有するアスリートが教師として学校教育に参画することは、学校組織及び児童生徒の双方にとって有意義であり、アスリートの入職形態としては、単一の学校に勤務するほか、例えば以下のような例が考えられるところである。

- ・ 小・中学校を兼務し、小学校で体育科の専科指導を担当するとともに、中学校で部活動の指導を担当
- ・ 複数の中学校を兼務し、ティーム・ティーチングにより各学校の保健体育科の指導を担当
- ・ 高等学校で、生徒の競技能力等に応じたグループ分けを行い、教科担任とアスリートで分けてそれぞれ指導を行うとともに、部活動の指導を担当

他方、教師として入職する場合、専門競技以外の指導や、「保健」領域の指導、生徒指導等の教科外の指導も必要となることなどから、アスリート及び教師の任命権者・雇用者から、「専門競技以外での専門性を十分に確認できない」「学校現場への理解や教職に関する知識が全くないと不安」「普通免許状所有者も多い中で積極的に採用する余力はない」などの声も聞かれるところである。

これらの課題を踏まえ、過日開催されたパリオリンピック・パラリンピックも契機とし、アスリートの教師としての入職に資するよう、文部科学省では、①教職に関心のあるアスリートのリストの作成・送付、②特別免許状授与者向けの入職前オンデマンド研修パッケージの作成及び③オリンピック・パラリンピアン・デフリンピアンを公立学校の教師として任用する場合の加配定数の措置を予定している。

教師の任命権者・雇用者においては、本取組の趣旨及び措置等を踏まえ、

¹ 令和2～5年度に実施。成果報告書は文部科学省 HP 参照。
(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/sankou/1302629_00002.htm)

トップアスリートをはじめとした外部人材の学校教育における活用を積極的に検討し、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を推し進めていきたい。

第2 措置の概要

1 教師としての入職に関心のあるアスリートのリスト

アスリートの教師としての入職を任命権者・雇用者が検討するための参考として、文部科学省において、競技団体等と協力し、教職に関心のあるアスリートのリストを作成し、10月上旬をめどに送付する予定である。

リストには、教職に関心のあるアスリートの競技種別、競技レベル、指導者としての経験、出場大会、希望勤務地、志望度合い、連絡先（直接連絡を了解した者のみ）、普通免許状を有する場合はその種類等の情報を掲載予定である。

教師の任命権者・雇用者においては、アスリートの採用に本リストを活用するとともに、アスリートを対象とした特別選考等の実施を積極的に検討されたいこと。

なお、直接連絡を了解していない者については、連絡先の掲載はないため、リストの管理者である株式会社フューチャー・デザイン・ラボを通じて連絡されたい。

2 特別免許状取得者向けの入職前オンデマンド研修

トップアスリートが極めて高い競技能力と社会的信望を有することは自明であるが、教職課程を経ていない者にとって、教科教育としての指導法や、教育心理学、生徒指導、教育課程、教育相談といった、教職課程で修得する教職としての専門性の不足に不安を覚えることが考えられる。

特別免許状の授与に当たっては、これらの教職としての専門性は教育職員検定の対象外であるものの、実際に教師として勤務するに当たっては重要な知識・技能であり、採用権者にあつては採用前や初任時における修得を支援することが肝要である。

文部科学省においては、独立行政法人教職員支援機構及び国立大学法人鹿屋体育大学と連携し、特別免許状を授与された者が学校現場に安心して入職できるよう、教職として重要な基礎的知識・技能を学修可能な研修について整理し、「全国教員研修プラットフォーム（Plant）」を通じて、オンデマンド研修パッケージとして提供する予定である。

本パッケージが、採用予定者による自主的な受講に使用され、円滑な入職に資するよう、特別免許状を授与する都道府県教育委員会や採用権者におい

ては、パッケージを採用予定者に周知し、必要な研修の受講を奨励すること。

なお、研修内容のうち、教職専門の部分については、保健体育に限らず全教科に共通するものであるため、本件に限らず、今後、特別免許状を活用した採用を行おうとする場合やペーパーティーチャーを採用する場合においても積極的な活用が期待される。

3 オリンピアン・パラリンピアン・デフリンピアンを教師として任用する場合の加配定数の措置（公立学校）

アスリートを公立学校に任用するに当たり、その者がオリンピック・パラリンピック・デフリンピックに日本代表選手として出場した経験のある者（大会の開催年は問わない）であって、2. の入職前オンデマンド研修を受講した場合（特別免許状により入職する場合。普通免許状を既に取得している者については、この限りでない。）は、その卓越した功績を学校教育に還元することを推進する観点から、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（昭和 33 年法律第 116 号）及び「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」（昭和 36 年法律第 188 号）に基づく加配定数の対象として予算の範囲内で措置する予定である。

また、加配申請の手续や対象となる加配事項等については、別途、各都道府県・指定都市教育委員会の教職員定数担当課に連絡する予定である。

なお、加配定数の措置の対象は、1. のリストに掲載された者に限るものではない。

第3 その他

特別免許状の活用に当たっては、「『特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針』及び『免許外教科担任の許可等に関する指針』の改訂について（通知）」（令和 6 年 5 月 8 日総合教育政策局教育人材政策課長通知）も改めて確認いただきたいこと。

令和 5 年度の文部科学省委託事業において、アスリートの教職参入事例集を作成している（参考資料参照）ので、併せて参考にしていきたいこと。

参考資料：

- 「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について～全ての子供たちへのよりよい教育の実現を目指した、学びの専門職としての「働きやすさ」と「働きがい」の両立に向けて～（答申）（令和 6 年 8 月 27 日中央教育審議会）

https://www.mext.go.jp/content/20240827-mxt_zaimu-000037727_01.pdf

- 「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）（令和4年12月19日中央教育審議会）

https://www.mext.go.jp/content/20221219-mxt_kyoikujinzai01-1412985_00004-1.pdf

- 特別免許状及び特別非常勤講師制度について

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/1326555.htm

- アスリート出身者の教師としての入職に関する事例集

https://www.mext.go.jp/content/20240426-mxt_kyoikujinzai01-000015522_06.pdf

本件担当：

<通知全体について>

文部科学省 総合教育政策局

教育人材政策課教員免許・研修企画室 法規係

電話：03-5253-4111(内線：3969)

E-MAIL：menkyo@mext.go.jp

<研修パッケージについて>

教育人材政策課教員免許・研修企画室 教職員研修係

電話：03-5253-4111(内線：2986)

E-MAIL：kyoikujinzai@mext.go.jp

<加配について>

初等中等教育局 財務課 定数企画係

電話：03-5253-4111(内線：3078)

E-MAIL：teisu@mext.go.jp

<アスリートのセカンドキャリアについて>

スポーツ庁 参事官（民間スポーツ担当）付 スポーツ人材係

電話：03-5253-4111(内線：4988)

E-MAIL : sminkan@mext.go.jp

<学校体育に関する事>

スポーツ庁 政策課企画調整室

電話 : 03-5253-4111 (内線 : 2674)

E-MAIL : skikaku@mext.go.jp